

特集 これからの資格確認



2025年7月末に後期高齢者などの健康保険証の有効期限が切れましたが、有効期限切れの健康保険証でも資格確認ができることなどを明記した通知が厚生労働省より出され、医療機関の窓口で資格確認の方法に苦慮しているのではないのでしょうか。協会では多岐にわたる情報を整理するべく特集記事を作成しました。健康保険証の期限などだけでなく、マイナ保険証のスマホ搭載やPMH(Public Medical Hub)についても機能紹介や問題点を指摘していきます。今後の資格確認の参考にいただければ幸いです。



資格確認

8月1日以降の資格確認とQ&A

2025年8月1日からの資格確認①

資格確認方法	2025年		2026年	
	8月1日～12月1日	12月2日～	～3月末	4月～
健康保険証	社保 国保・後期高齢 (期限切れでもオンライン資格確認システムで 保険番号等を用いて確認することで資格確認可)			
資格確認書	受付で券面を目視し資格を確認 マイナ保険証未発行者または 希望者に発行済み(一部地域を除く)			
マイナ保険証	顔認証付きカードリーダー等で資格を確認 5年に一度電子証明書を更新が必要			
資格情報のお知らせ	資格確認書やマイナ保険証などが無い場合に オンライン資格確認可 (原則的には国保・後期高齢の患者の場合)			

2025年8月1日からの資格確認②

マイナ保険証または資格確認書を持っている



資格確認FAQ

- Q 「有効期限切れの健康保険証」や「資格情報のお知らせ」による資格確認の特例は、いつまで可能か。
- A 資格確認書やマイナ保険証を持っていない国保および後期高齢の患者の「資格情報のお知らせ」のみでも、被保険者番号等でオンライン資格確認システムに照合するなどして、資格確認が可能なのは2026年3月末までです。それ以降はマイナ保険証の読み取りができず、資格情報の読み取りができない場合などで補完的な使用が認められています。
- Q 患者がマイナ保険証しか持って来ず、かつカードリーダーでの読み取りができずに資格確認ができない場合がある。どうしたらいいか。
- A マイナ保険証の読み取りができない場合でも、患者がスマートフォンなどでマイナポータルにログインが可能であれば、画面上で資格情報を確認できます。マイナ保険証原本と、マイナポータルの資格情報の画面を確認することで、資格確認を行います。また、マイナ保険証と紙の「資格情報のお知らせ」の組み合わせでも資格確認は認められています。
- Q スマートフォンにマイナ保険証を搭載したので資格確認はスマートフォンで行ってほしいと患者に言われたが、当院はスマートフォンのマイナ保険証は対応していない。どう対処すべきか。また、対応する場合はどうすればいいか。
- A スマートフォンにマイナ保険証を搭載する通称「スマホ保険証」の運用は、9月19日から開始予定となっています。「スマホ保険証」で資格確認を行うことは任意ですので、当院では対応していない旨を患者さんにご説明ください。医療機関で「スマホ保険証」を用いて資格確認する場合は、汎用カードリーダーを使用する必要があります。ただし、キヤノン製のカードリーダーをお使いの場合は、汎用カードリーダーは不要です。
- Q 後期高齢の患者が「資格確認書」を持ってきたが、限度額認定書の適用区分が表記されていた。限度額認定証を持っていないが、適用になるのか。
- A 適用になります。後期高齢の患者への限度額認定証の新規発行は終了していますのでご注意ください。資格確認書に記載された区分により、自己負担の計算および保険請求を行うことができます。

マイナ保険証 スマホ搭載

外来診療等におけるマイナ保険証のスマホ搭載対応について

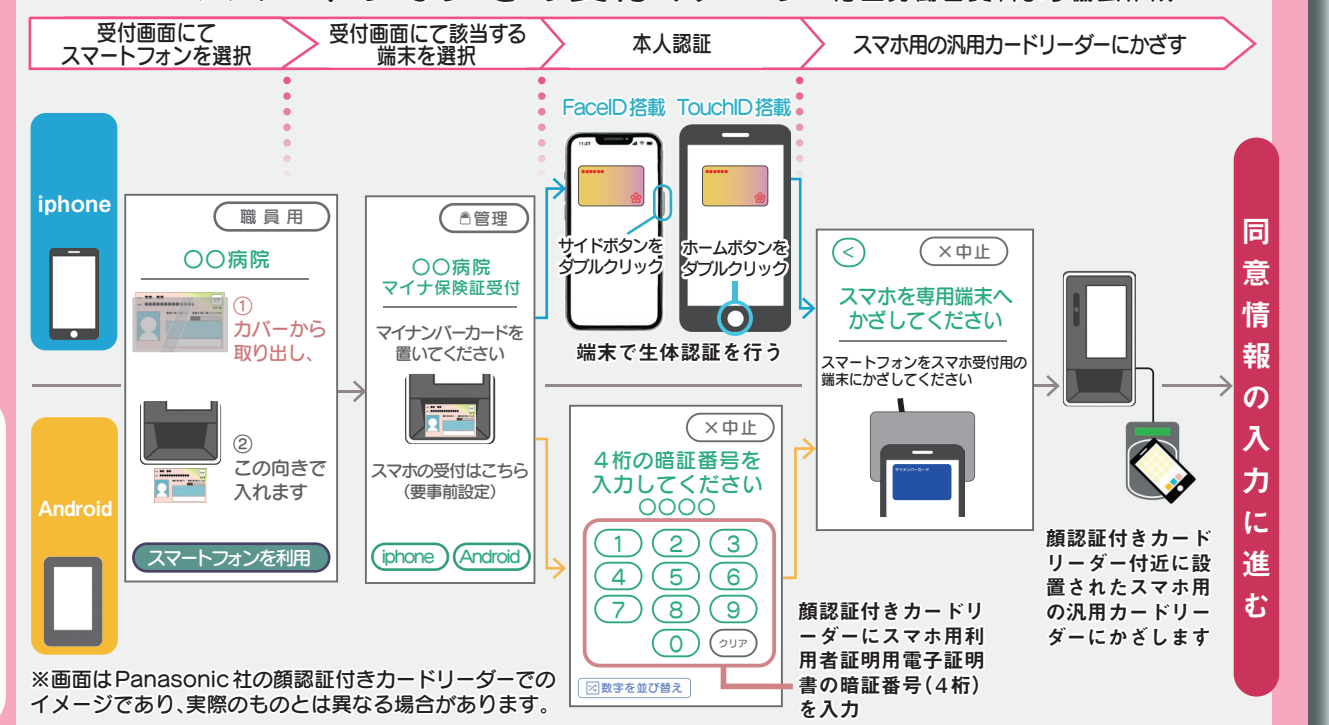
	2025年			
	6月	7月	8月	9月
スマホ搭載対応	▼iPhoneへの電子証明書の搭載 (2025年6月24日)			
	一部の医療機関等で実証実験			
	全医療機関へスマホ対応機能解放※			
	汎用CR等導入に係る補助の実施			

マイナ保険証をスマートフォンに搭載する対応も始まっています。スマートフォンで受け付けをするためには、キヤノン製以外のカードリーダーは汎用カードリーダーを購入、設置して読み込む必要があります。実際に患者がスマートフォンでマイナ保険証を利用できるようになるのは9月中旬以降とされています。汎用カードリーダーを購入する方法は右のQRからご覧ください。

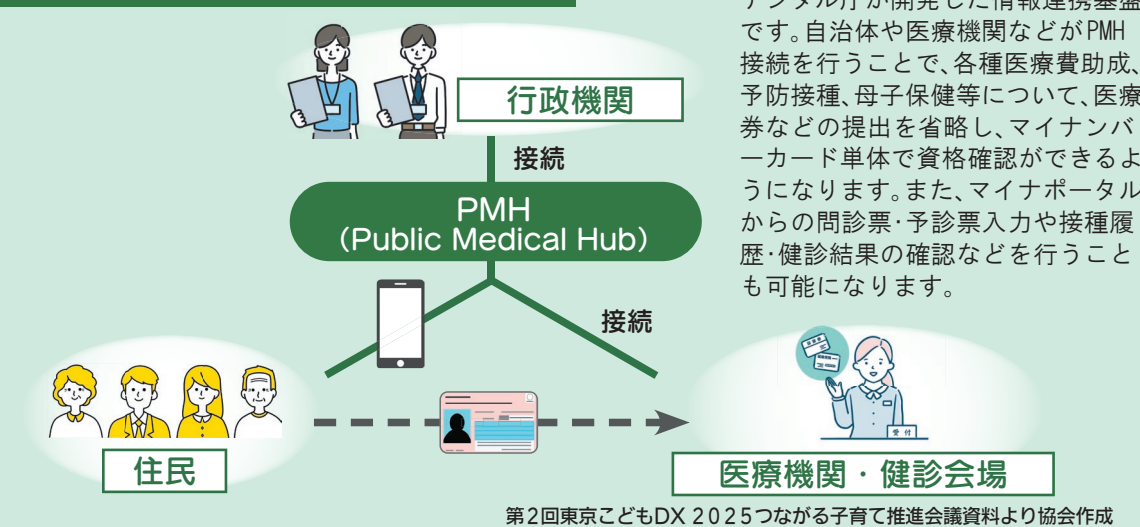
◀汎用カードリーダーが不要な顔認証付きカードリーダー
こちらのキヤノンマーケティングジャパン社の顔認証付きカードリーダー(Hi-CARA)をご利用の施設は、顔認証付きカードリーダーにスマートフォンをかざして受付が可能なたため、汎用カードリーダーは不要です。

スマートフォンでの受付イメージ

厚生労働省資料より協会の作成



医療券などの提出を省略できるシステム “PMH”の運用も開始



現在PMHにより東京都内の医療機関で確認できる情報は、医療扶助の生活保護や難病などの医療費助成(国公費)と、一部の自治体では地方単独の医療費助成が確認できますが、ほとんどの自治体はまだ参加していません。

PMH(医療費助成)先行実施自治体一覧(2023年度・2024年度)

2025年5月12日時点

都道府県	団体名	難病	小児慢性	結核患者の医療	未熟児養育医療	医療費助成(国公費)			医療費助成(地方単独)			その他	その他詳細
						自立支援医療	精神更生育成医療	こども医療	障がい児医療	ひとり親医療	その他		
東京都	東京都	○	○			○						4	通院患者医療費助成(低所得者対策)、難病医療費助成(都単独医療)、特殊医療費助成(人工透析を必要とする腎不全)、被爆者に対する医療費助成
	調布市												
	瑞穂町							○	○	○			
	日の出町							○	○	○			
東京都	奥多摩町							○					

診療所でPMHのシステムの利用を行う場合はまずレセコン会社などのシステムベンダーに必要な改修作業を確認します。改修作業に関しては、国および都の補助が受けられます。

PMHは必ず導入しなければならないものではありません。各医療機関で利便性と必要性を考慮した上で改修などの検討を行ってください。



補助の詳細はコチラ

知っておきたい！ マイナ保険証を登録したが、保険証を使う国保の患者がいる…？ どうしたらよい？

東京都内では、9月末に多くの国保加入者の健康保険証が有効期限を迎えます。マイナ保険証を登録していない被保険者には「資格確認書」が送付されるため、原則として10月からは「資格確認書」で資格確認を行います。

一方、マイナ保険証の利用登録をしている被保険者の場合は、渋谷区と世田谷区の国保の被保険者を除き、「資格確認書」は送られてきません。2026年3月末までは、有効期限切れの健康保険証でも資格確認はできますが、マイナ保険証を利用登録した患者被保険者はマイナ保険証を持っていくしかないのでしょうか。

ここでは、その点に関する対応方法を解説します。

◆患者には2つの選択肢

マイナ保険証を使うか否かは、患者の判断です。実際の受診時に窓口で、健康保険証の有効期限が切れていることを伝えたとで、今後どうするのか、患者の意向を確認してはどうでしょうか。

マイナ保険証の利用に切り替えたいとの意向があっても、マイナ保険証の使い方にあまりにも不慣れな場合は、来年3月末までは健康保険証が使用できるので、健康保険証とマイナ保険証の両方を持ってくるよう

- 案内することが妥当でしょう。
- 一方、マイナ保険証の使用そのものに不安がある場合はどうすべきでしょうか。不安を持つ理由の筆頭は、「紛失が怖いので、マイナンバーカードを持ち歩きたくない」であり、マイナ保険証への利用切り替えは難しいでしょう。その際は、窓口で患者に対し、「マイナ保険証の利用登録を解除し、『資格確認書』を入手してはどうか」という選択肢を提案することも一案です。

◆協会のリーフレットで窓口対応を省力化

- マイナ保険証の登録解除は、患者が保険者に連絡して申請するものですが、口頭で説明するだけでは理解してもらうのは難しいでしょう。しかも、厚生労働省はマイナ保険証を推進する立場のため、登録解除方法を解説した資料は作っていません。
- 元々、マイナ保険証の登録は任意であって強制ではありません。協会では、マイナ保険証の利用登録解除方法を解説した患者用リーフレット「『マイナ保険証』の登録解除がスタート」を無料で会員に配布しています。何部か受付に置けば、対応する受付スタッフも心強いでしょう。ぜひ、お申込み、ご利用ください。



患者用リーフレットのご注文はコチラから

